

✚ 貨物概要

でん粉を誘導体化（アセチル化）し、更にアルファ化したもの

性 状：白色粉末

DS 値：0.01 以上（グルコース単位 1,000 個に対し置換基 10 個以上）

用 途：食品の品質改良剤

✚ 分類

関税率表第 3505.10 号（輸入統計品目番号：3505.10-100）のでん粉誘導体

✚ 分類理由

本品は、変性でん粉（エステル化でん粉）を更にアルファ化したものであり、でん粉誘導体として、上記のとおり分類されます。

⊕ 分類のポイント

国内分類例規 35.05 項「1. アセチル化でん粉の分類について」の規定により、DS 値が 0.01 以上のアセチル化でん粉は変性でん粉として分類され、アセチル化でん粉はエステル化でん粉の一種であることから、「エステル化でん粉及びその他のでん粉誘導体」として輸入統計品目番号 3505.10-100 に分類します。また、当該でん粉誘導体を更にアルファ化したものも「でん粉誘導体」として認め、当該輸入統計品目番号に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお

いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）